

長期運転資金貸付のお知らせ

(公財)労災保険情報センター(RIC)互助事業による長期運転資金の貸付を、次のとおり実施します。

1 貸付対象者*

労災診療補償保険支援（互助）契約締結後1年以上経過し、労災診療費の請求実績のある医療機関とします。

なお、令和6年5月1日現在当事業による借入残金のない医療機関とします。

現在当事業から貸付を受けている場合は、4月23日（火）までの完済が申込条件となります。4月9日（火）までにRIC労災医療部へお問い合わせ下さい。

2 資金の用途*

経営の改善等に必要な資金としてご利用ください。

3 貸付額*

貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。

貸付額は、借入申込月の前1年間（令和5年5月～令和6年4月）に労災診療費として請求した額の80%の5倍以内とします。例えば、最低貸付額100万円を借りれる場合に必要な労災診療費の請求額は最低25万円となります。

4

貸付利率

貸付利率は、財政融資資金法に基づく、貸付月の7月1日又は11月1日現在の貸付金利率（年利）から1.0%を減じた固定金利とします。

ただし、利率の下限は、0.5%です。

〔 今年度の貸付利率は、現時点では0.5%を予定しています。 〕

〔 7月貸付と11月貸付で貸付利率が異なることがあります。 〕

5

償還期間

貸付金の償還期間は5年以内とします。

〔 返済に当たって、6か月以内の据置期間を設けることができます。 〕

〔 据置期間は返済期間に含まれ、利息のみのお支払いとなります。 〕

6

貸付の決定

借入申込が多い場合には、抽選により貸付対象者を決定します。

なお、貸付の決定結果は6月末を目途に郵送にてお知らせします。

7

貸付契約の締結

貸付の決定後、「金銭消費貸借契約書」と「印鑑証明書」の提出により貸付に関する契約を締結します。

(※保証人・担保は必要ありません。)

8

貸付金振込日

借入申込時に、どちらかの振込日を選択してください。

7月貸付 令和6年 7月25日(木)

11月貸付 令和6年 11月25日(月)

9 貸付金の返済*

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、お振込みによる返済となります。労災診療援護貸付契約を締結している場合は、毎月の労災診療費立替額から控除し、不足する場合、差額はお振込みでの返済となります。

〔貸付利率を0.5%として5年間で返済する場合、毎月の返済額は、借入金100万円の場合約16,900円、1,000万円の場合約169,000円です。〕

10 延滞損害金*

約定による債務を履行されないときは、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）で延滞損害金を徴収します。

11 借入申込期間・申込方法*

令和6年4月26日(金)から同年5月31日(金)(必着)までに、裏面の「長期運転資金借入申込書」(コピー使用)に記入のうえ、当財団労災医療部へ郵送にてお申し込みください。

※11月貸付を希望した場合も、借入申込期間は上記と同様です。

詳細については、下記までお問い合わせください。

令和6年4月

[お問い合わせ先]

公益財団法人 労災保険情報センター 労災医療部
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル
TEL 03-5684-5516
FAX 03-5684-5521

(融様式第1号)

年 月 日

長期運転資金借入申込書

長期運転資金貸付事業規程第8条の規定により、下記の金額の借入れを申し込みます。

記

1 借入申込額 金 円

2 資金の使途

3 償還期間 年 か月 (据置期間 か月・不要)

4 希望振込月 (下記のいずれかを○囲みしてください)

7月 ・ 11月

指定病院等の番号

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

住所 〒

病院又は診療所名

代表者の氏名

印

公益財団法人労災保険情報センター理事長 殿

※ご担当者名、電話番号をご記入ください。

担当者名

電話番号